

平成23(2011)年11月14日

テレビCM素材搬入基準における「音声レベル運用規準」の適用について

日本民間放送連盟・営業委員会
日本広告業協会・テレビ小委員会

日本民間放送連盟・営業委員会および日本広告業協会・テレビ小委員会は、NAB技術規準T032「テレビ放送における音声レベル運用規準」が平成23(2011)年5月に制定されたことを踏まえ、テレビCM素材搬入基準における同運用規準の適用について、下記のとおりとすることを決定いたしました。

なお、同運用規準は、放送全般にかかわる規定であり、適用日以降、番組およびCMのすべてに適用されます。

記

1. テレビCM素材搬入基準【2011年5月改訂版】の読み替えについて

テレビCM素材搬入基準【2011年5月改訂版】(3ページ)の

- CM本編の音声レベルは「0VUレベル(-20dBFS)」を厳守してください。
(音声レベルについては、NAB技術規準T032「テレビ放送における音声レベルの運用規準」が制定された段階で、これに準拠することとしています。同運用規準のテレビCM素材搬入基準への適用開始時期については、別途、定めます)

を、2012年10月1日(月)から、次のとおり読み替える。

(1) CM本編の音声レベルについて

- CM本編の音声レベルについては、NAB技術規準T032「テレビ放送における音声レベル運用規準」(以下、音声レベル運用規準)の規定を満たすものとします。

(2) 「平均ラウドネス値」の記入について

- CM素材に添付する「CM記録票」には、必ず「平均ラウドネス値」(小数点以下1位)もしくは、ラウドネスメータによる測定が困難な場合は「T032 適合判定ソフト」による判定結果を記入してください。
- CM制作時に目標とする平均ラウドネス値は、-24.0LKFSです(詳細は「音声レベル運用規準」参照のこと)。

- 平均ラウドネス値が-28.0LKFSを下回るか、「T032 適合判定ソフト」による判定結果が「Low」の場合は、その理由もあわせて記入してください。

2. 適用開始について

- 音声レベル運用規準は、2012年10月1日(月)以降に放送されるすべてのCM素材について適用します。
- 適用開始以降、音声レベル運用規準を満たさないCM素材については、原則、不備素材として改稿をお願いすることになります。

3. 適用に際しての調整期間について

- CM素材については、テレビ社側で放送形式にあわせた技術的加工以外を行わないことを原則としていますが、音声レベル運用規準の円滑な適用を図るため、2012年10月1日(月)から2013年3月31日(日)の間は、「適用に際しての調整期間」として、次の例外的な対応を行います。
- 調整期間に放送が開始されるCM素材で、音声レベル運用規準の規定を満たさないものについては、広告主側からの要請があった場合、テレビ社側で音声レベルを調整いたします。
- 2012年9月30日(日)以前に放送が開始され、在局しているCM素材で、音声レベル運用規準の規定を満たさないものについても、上記と同様といたします。
- 上記2点について、広告主側からの要請がない場合は、不備素材として、改稿をお願いすることになります。
- 2013年4月1日(月)以降に放送されるCM素材で、音声レベル運用規準の規定を満たさないものについては、すべて不備素材として改稿をお願いすることになります。

以上